

令和 6 年第 7 回東久留米市農業委員会総会 次第

1. 日時・場所 令和 6 年 7 月 25 日（木） 午後 4 時 00 分～
市役所 6 階 602 会議室

2. 出欠席

1 番	松本 正一	出・欠	2 番	野瀬 和昭	出・欠	3 番	野島 孝宏	出・欠
4 番	榎本 義彦	出・欠	5 番	吉田 勇	出・欠	6 番	並木 隆	出・欠
7 番	小宮 光夫	出・欠	8 番	高橋 圭一	出・欠	9 番	村野 清	出・欠
10 番	篠宮 仁	出・欠	11 番	篠宮 泰則	出・欠	12 番	岸 良晴	出・欠
13 番	吉奥 努	出・欠	14 番	野崎 武典	出・欠			

（出席 14 名、欠席 0 名、委員の過半数以上の出席により会議は成立）

3. 議事録署名委員 13 番委員・吉奥 努 14 番委員・野崎 武典

4. 前回の議事録の承認 11 番委員・篠宮 泰則 12 番委員・岸 良晴

5. 審議事項

（1）第 9 号議案

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

（2）第 10 号議案

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

（3）第 11 号議案

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

6. 専決処理事項

- （1）報告第 11 号 24～31 番 農地転用届出書の受理について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号）

7. 報告事項

- （1）第 64 回企業的農業経営顕彰事業の候補者について
（2）地場産農産物の夕市について
（3）中核的・中心的農業者支援事業について

9. その他

- （1）JA 理事からの報告

10. 次回総会 令和 6 年第 8 回東久留米市農業委員会総会

令和 6 年 8 月 23 日（金）午後 1 時 30 分～ 市役所 6 階 602 会議室

令和6年第7回東久留米市農業委員会総会

◎開会

○事務局長 只今より、令和6年第7回東久留米市農業委員会総会を開会します。

◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。出席14名、欠席0名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、13番吉奥 努委員 14番野崎 武典委員にお願いいたします。

◎前回の議事録の承認

○事務局長 4. 前回の議事録の承認に入ります。6月25日に開催しました第6回農業委員会総会の議事録について、11番篠宮 泰則委員 12番岸 良晴委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1) 第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 生産緑地法第10条による買取申し出の提出がありました。買取の申し出にあたっては、生産緑地法施行規則第3条により、主たる従事者であったかどうか、農業委員会の証明が必要となります。資料第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、並木委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○並木委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局および並木委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

挙手多数、よって、第 8 号議案については、証明するものと決します。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第 9 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について採決をいたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第 9 号議案については、証明するものと決します。

次に（2）第 10 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用にあたっては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受けるために農業委員会の証明が必要となります。

資料「相続税の納税猶予に関する適格者証明」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、私が現地確認を行っておりますので、現状報告をいたします。

○村野委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局および私より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第 10 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第 10 号議案については、証明するものと決します。

次に（3）第 11 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用にあたっては、租税特別措置法第 70 条

の6第1項の規定を受けるために農業委員会の証明が必要となります。

資料「相続税の納税猶予に関する適格者証明」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、野島委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○野島委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局および野島委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第11号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第11号議案については、証明するものと決めます。

◎専決処理事項

○議長 6. 専決処理事項に移ります。(1) 報告第11号24～31番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第6号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出てもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

◎報告事項

○議長 7. 報告事項に移ります。(1) 第64回企業的農業経営顕彰事業の候補者について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 前回の総会で推薦することが決まった〇〇 〇〇さんに顕彰事業の候補

者であることを伝えたところ、受けていただくことになりました。

○議長 続きまして、（２）地場産農産物の夕市について、事務局より報告をお願いします。

～事務局報告～

○議長 続きまして、（３）中核的・中心的農業者支援事業について、事務局より報告をお願いします。

～事務局報告～

◎その他

○議長 ８．その他に移ります。（１）ＪＡ理事から報告はございますか。

○篠宮委員 ～報告～

○議長 その他事務局よりなにか報告ございますか。

～事務局報告～

◎次回総会

○議長 ９．次回総会についてですが、令和６年第８回東久留米市農業委員会総会は、令和６年８月２３日 午後１時３０分より市役所６階６０２会議室にて行います。

○議長 只今をもちまして、令和６年第７回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和 ６年 ８月 ２３日

議 長 村野 清 （自著）

13 番委員 吉奥 努 （自著）

14 番委員 野崎 武典 （自著）